

農林水産品関連合意の概要

1. 国民の主食である米の関税削減・撤廃の除外を獲得。
2. 脱脂粉乳・バターなど、TPPでTPPワイド枠（TPP11発効国全てが利用可能な関税割当枠）が設定されている33品目について、新たな米国枠は設けない。
3. 関税の削減・撤廃をする品目は、TPPと同内容。
4. 牛肉について、TPPと同内容の関税削減とし、2020年度のセーフガードの発動基準数量を、昨年度の米国からの輸入実績より低い水準に設定。
5. 全ての農林水産品の日本側の関税について、TPPの範囲内に抑制。農林水産品の関税撤廃率は、TPPの関税撤廃率約82%より大幅に低い約37%にとどめた（もともと無税の品目を除き、関税を削減・撤廃等する品目数の割合で見ると21%）。
6. 牛肉の輸出について、現行の日本枠200トンと複数国枠を合体し、複数国枠65,005トンへのアクセスを確保。醤油、ながいも、切り花、柿などの輸出関心が高い品目で関税撤廃・削減を獲得。

農林水産物の生産減少額(暫定版) 約600億円～約1,100億円

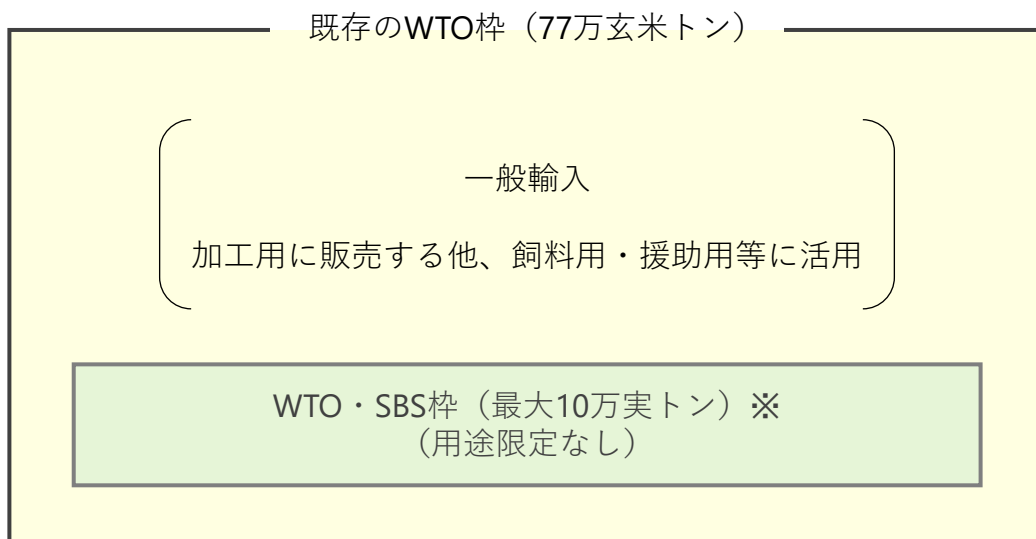
※日米貿易協定とTPP11を合わせた生産減少額(暫定版)
約1,200億円～約2,000億円

- ※1 協定発効時から米国にはTPP11発効国と同じ税率を適用。
- ※2 協定は、国内手続完了の通知後、30日（又は別途合意する日）で発効。
- ※3 農産品について、米国との将来の再協議規定あり。

- 米粒（粳、玄米、精米、碎米）のほか、調製品を含め、米関係は、**全て除外（米国枠も設けない）**。

※ 既存のWTO・SBS枠（最大10万実トン）について、透明性を確保するため、入札件数など入札結果を公表。
（注）SBS：国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。

【参考1】



【参考2】TPP合意内容

- 米・米粉等の国家貿易品目について、国別枠を新設。
 - ・ 米国枠：5万実トン（当初3年維持）→7万実トン（13年目以降）
 - ・ 豪州枠：0.6万実トン（当初3年維持）→0.84万実トン（13年目以降）
- それ以外の米の加工品・調製品（民間貿易品目）について、以下の対応。
 - ・ 一定の輸入がある品目等は、関税を5～25%削減
 - ・ 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃

小麦

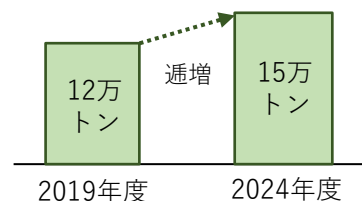
- **TPPと同内容**でマークアップ（政府が輸入する際に徴収している差益）を削減（現行の国家貿易制度、枠外税率（55円/kg）を維持）。
- **TPPと同内容**の米国枠を設定。

- ・マークアップ 既存のWTO枠内：段階的に2026年度までに45%削減
米国枠内：段階的に2026年度までに以下のとおり削減
（主要3銘柄：45%削減、その他の銘柄：50%削減）

- ・米国枠数量 2019年度12.0万トン(※)→2024年度15.0万トン

(※) 発効日から年度末までの月数に応じて算出

<米国枠数量>



(参考)

- ・既存のWTO枠数量：574万トン

- ・TPPの国別枠数量

カナダ枠：4.0万トン（1年目）→5.3万トン（7年目）

豪州枠：3.8万トン（1年目）→5.0万トン（7年目）

大麦

- **TPPと同内容**でマークアップを削減（現行の国家貿易制度、枠外税率（39円/kg）を維持）。
- TPPではTPPワイド枠が設けられたが、**新たな米国枠は設けない**。

- ・マークアップ 既存のWTO枠内：段階的に2026年度までに45%削減

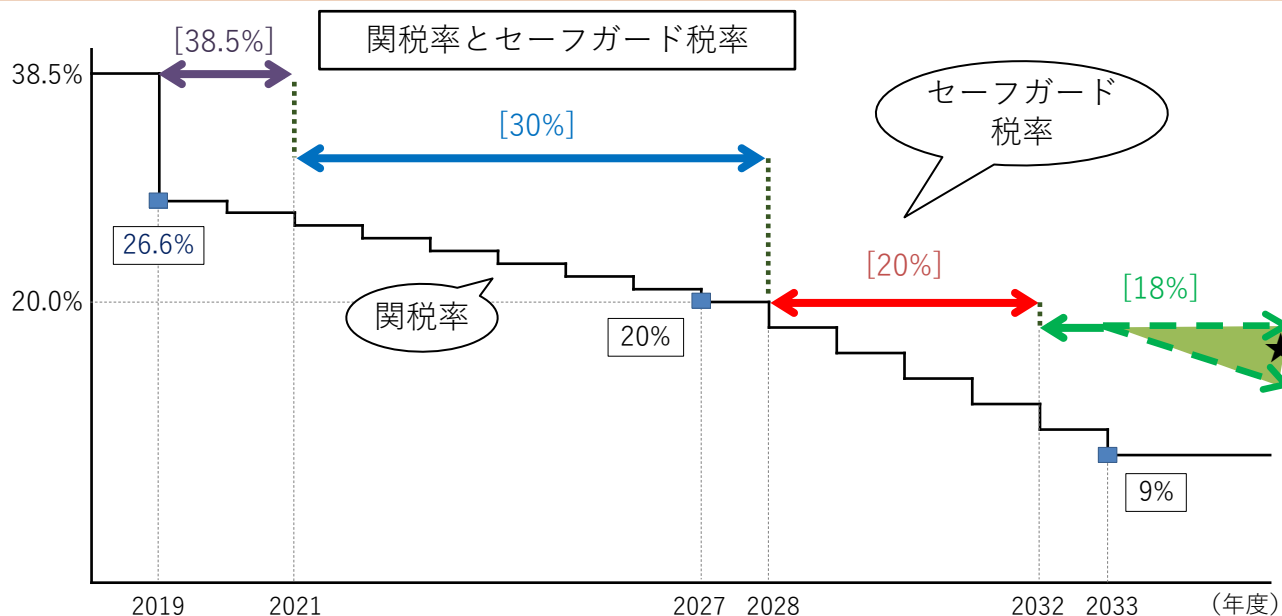
(参考)

- ・既存のWTO枠内数量：136.9万トン

- ・TPPワイド枠数量：1年目2.5万トン→9年目6.5万トン

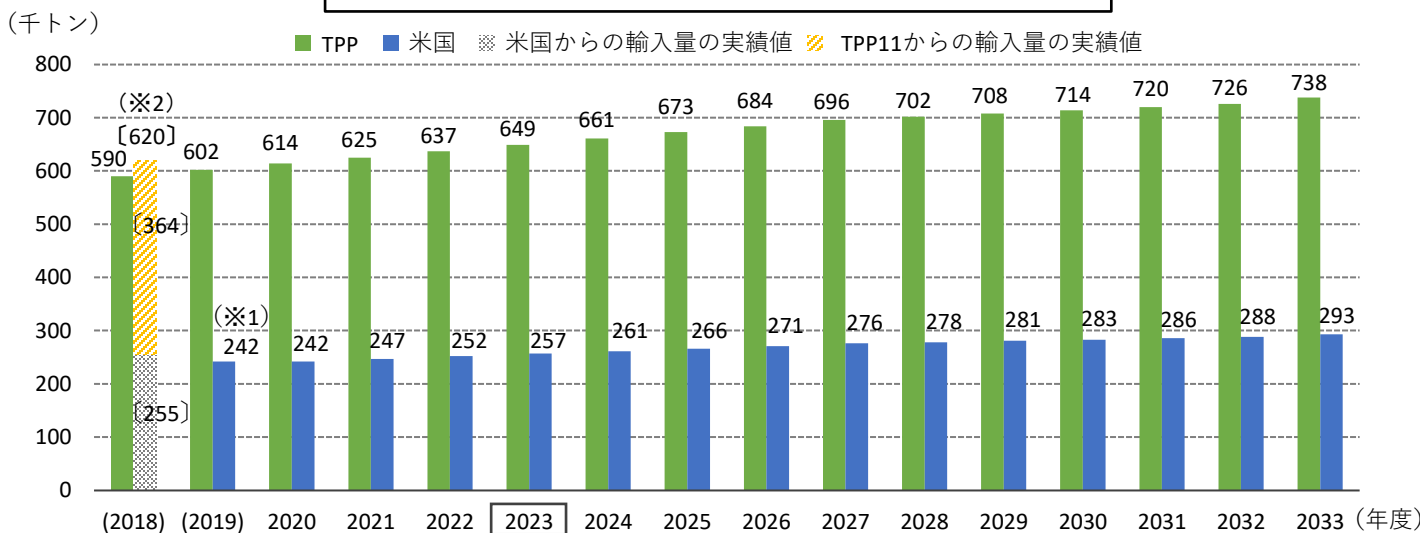
牛肉

- **TPPと同内容**で9%まで関税削減し、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。
- 2023年度以降については、TPP11協定が修正されていれば、**米国とTPP11発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準に移行する**方向で協議することに日米間で合意。
- セーフガード発動基準数量は、2020年度24.2万トン（2018年度の米国からの輸入実績25.5万トンを下回る）。以後、TPPの発動基準と同様に増加し、2033年度29.3万トン。



★2033年度以降のセーフガード発動時の税率：
毎年1%ずつ削減（セーフガードが発動されれば、次の年は削減しない）。4年間発動がなければ終了。

セーフガード発動基準数量 【米国からの輸入量】



※1 発効日から年度末までの日数に応じた割合を242千トンに乗じて算出

※2 □ 内は輸入量の実績値

2022年度上半期までに米国と協議。それまでにTPP11協定が修正されていればTPP全体の発動基準に移行する方向で米国と協議。

注1：セーフガードが発動された場合、米国と発動基準数量について協議を行う。

注2：2月、3月に発動数量を超えた場合の適用期間、2028～32年度の四半期ごとの発動数量に関する適用期間、衛生上の問題により輸入が停止された場合の不適用期間については、TPPと同内容。

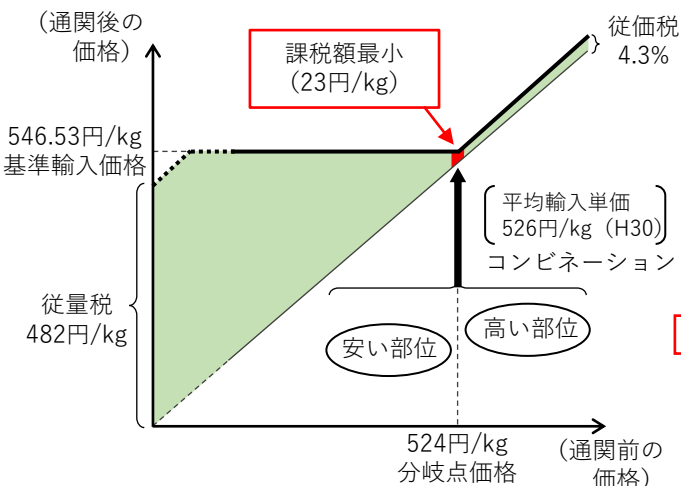
注3：現行の関税緊急措置は不適用。

豚肉

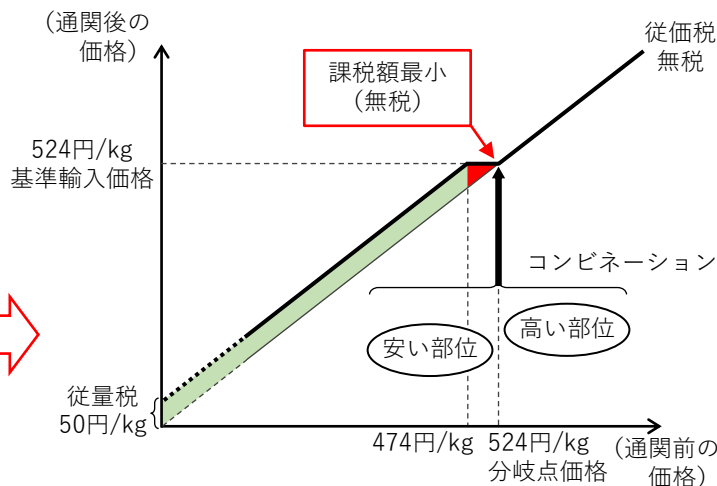
- **TPPと同内容**で差額関税制度と分岐点価格（524円/kg）を維持し、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。
- 従量税部分のセーフガードは、米国とTPP11発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準数量とし、2022年度9.0万トン、以後、TPPの発動基準数量と同様に増加し、2027年度15.0万トン。

関税率（差額関税制度と分岐点価格）

【発効前】



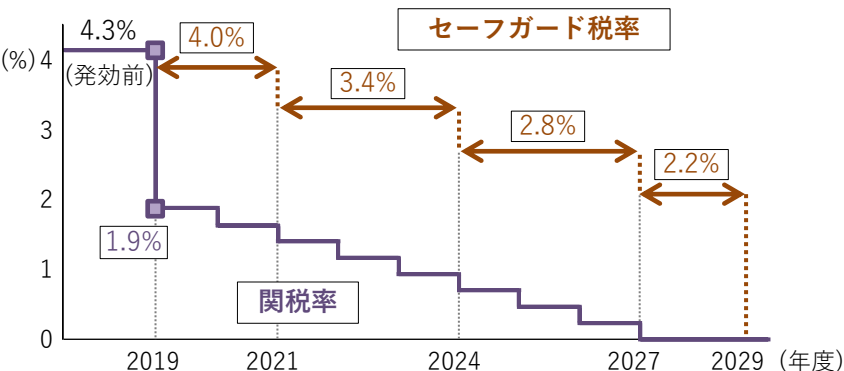
【関税削減最終年度】（2027年度）



セーフガード

【1. 従価税部分】

①関税率とセーフガード税率



②セーフガード発動基準数量 【米国からの輸入量】

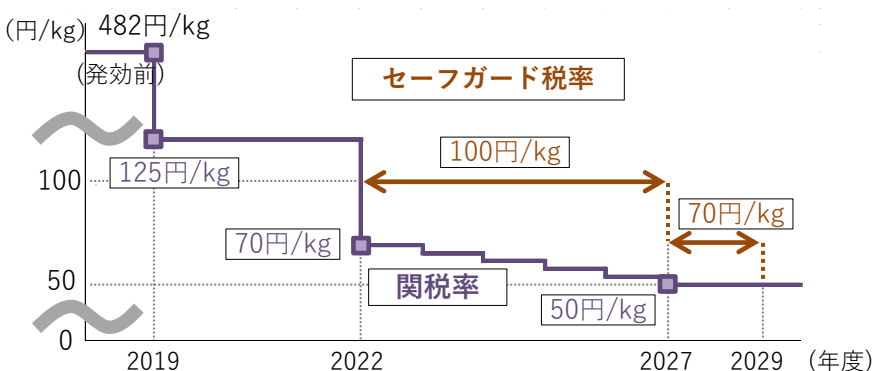
過去3年間の輸入量（注）の最高値に以下の割合を乗じた値を超えた場合に、年度末まで関税を引上げ

2019年度	2020-23年度	2024-28年度
112%	116%	119%

（注）2021年度までは全輸入量、2022年度以降は399円/kg以上の輸入量

【2. 従量税部分】

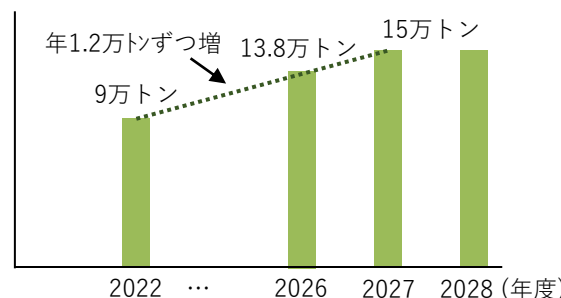
①関税率とセーフガード税率



②セーフガード発動基準数量

【米国とTPP11発効国からの輸入量の合計】

（注）399円/kg未満の輸入量
発動期間は年度末まで



注1：従量税部分のセーフガードが連続する3年間のうち2回発動された場合、米国と発動基準数量について協議を行う。

注2：現行の関税緊急措置は不適用。

■ TPPではTPPワイド枠が設けられたが、**新たな米国枠は設けない。**

TPP合意内容	日米合意内容
TPPワイド枠を設定 ※ ユーザー、商社等による輸入 （民間貿易） ○枠数量 （脱脂粉乳・バターの合計） （生乳換算）： 発効時6.0万トン ↓ 6年目7.0万トン ○枠内税率： （脱脂粉乳） 25% / 35% + 130 円/kg ↓ 25% / 35%（11年目） （バター） 35% + 290 円/kg ↓ 35%（11年目）	・ 新たな米国枠は設けない

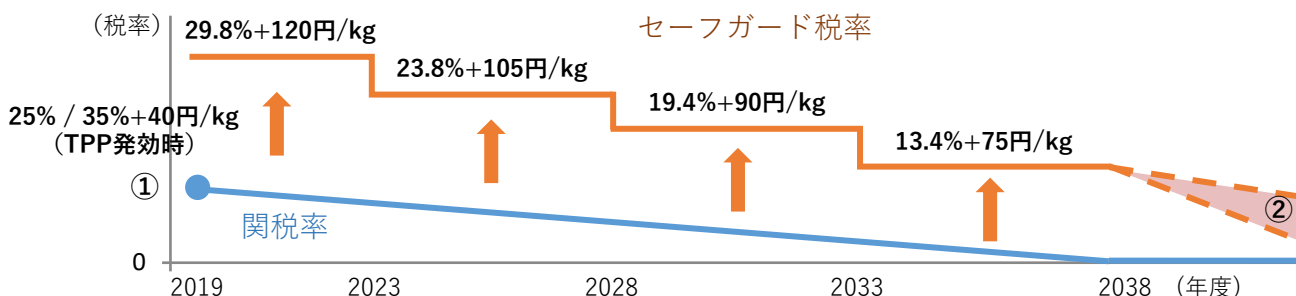
※ 脱脂粉乳について、既存のWTO枠（国家貿易・生乳換算13.7万トン）の枠内に、内数として、たんぱく質含有量を高めた規格基準の輸入枠（生乳換算0.5万トン）の設定を約束。

輸入方法：（独）農畜産業振興機構（ALIC）による輸入（国家貿易（SBS方式ではない））
対象国：WTO加盟国
枠数量：750トン（製品重量）（生乳換算0.5万トン）
枠内税率：25%/35%+マークアップ
規格基準：たんぱく質含有量（無脂乳固形分中）35%以上（現行34%以上）

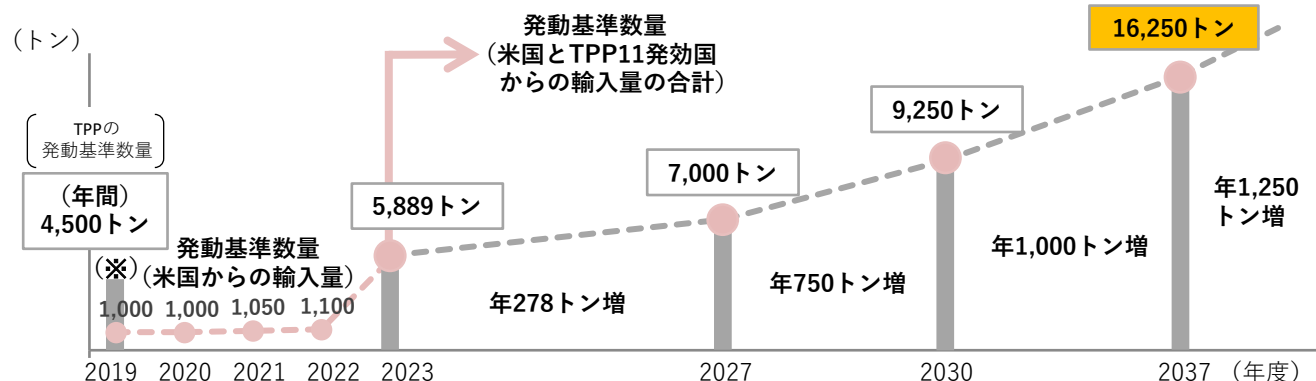
- **TPPと同内容**で、脱脂粉乳と競合する可能性の高いホエイ（たんぱく質含有量25-45%、25%未満）についてセーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。

ホエイ（たんぱく質含有量25-45%）

(1) 関税率とセーフガード税率



(2) セーフガード発動基準数量



注1：脱脂粉乳が国内で不足しているときや、脱脂粉乳の国内需要が低下していないときは、セーフガードを適用しない。

注2：セーフガードが連続する3年間のうち2回発動された場合、米国と発動基準数量について協議を行う。

(参考) ホエイ（食用）の輸入量（製品重量）

(単位：トン)

		2016年度	2017年度	2018年度	シェア
全世界計		17,322	19,949	18,118	
TPP11	豪州	4,641	5,577	3,498	77%
	ニュージーランド	4,286	4,735	2,984	66%
	米国	142	702	336	7%
	米国	1,298	1,428	1,054	23%

チーズ

■ TPPと同内容。

- TPPではシュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについてTPPワイド枠が設けられたが、**新たな米国枠は設けない。**

チーズの区分		現在の関税率	TPP合意内容	日米合意内容
主要ナチュラルチーズ	①フレッシュチーズ 〔クリームチーズ、モッツアレラ等〕	29.8%	・モッツアレラ等（クリームチーズ以外）：現状維持 ・シュレッドチーズ原料用関税割当 国産品の使用を条件とした無税輸入 抱合せ 国産品：輸入品 = 1：3.5 ・クリームチーズ 脂肪分45%未満：段階的に16年目に撤廃 脂肪分45%以上：即時10%削減 (29.8%→26.8%)	・ TPPと同内容 （ただし、シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズの米国枠は設けない）
	②ブルーチーズ	29.8%	・ 11年目までに50%削減	
	③その他チーズ（熟成チーズ） 〔チェダー、ゴーダ、カマンベール等〕	29.8%	・ ソフトチーズ（カマンベール等）：現状維持 ・ ソフトチーズ以外（チェダー、ゴーダ等）：段階的に16年目に撤廃	
	※プロセスチーズ原料用チーズ（①、②、③のチーズ、主にチェダー、ゴーダ等） 国産品の使用を条件に無税輸入を認める抱合せ制度 （国産品：輸入品 = 1：2.5）		・ 現行制度を維持	
加工したナチュラルチーズを	④シュレッドチーズ	22.4%	・ 段階的に16年目に撤廃	
	⑤おろし及び粉チーズ	26.3% 又は 40.0%	・ 段階的に16年目に撤廃	
	⑥プロセスチーズ	40.0%	・ 現状維持 ・ 国別関税割当 〔豪、NZ、米に 各100t（当初）→150t（11年目） 枠内税率 段階的に11年目で撤廃〕	

注1：□ は関税撤廃の例外

注2：関税撤廃等の年は、2019年度発効の場合、TPP合意内容から1年短縮

園芸関連品

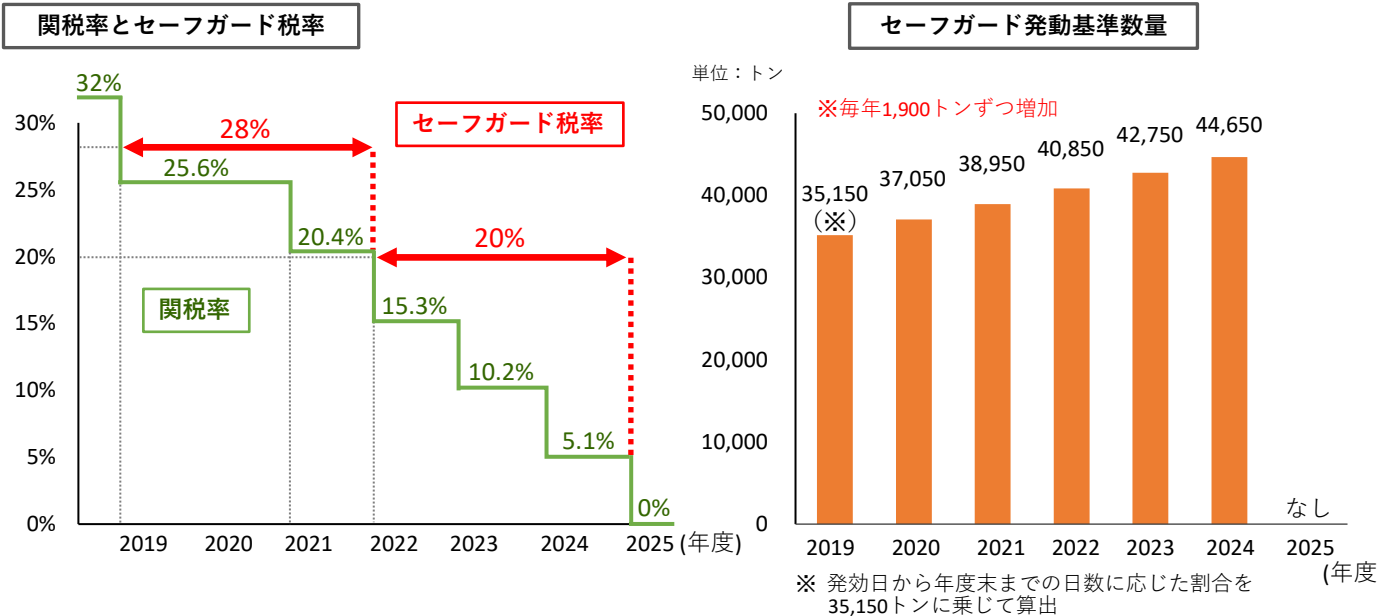
- トマトケチャップ、ぶどう、オレンジ・りんご果汁（一部除く）は、除外。
- オレンジのセーフガード発動基準数量は、**TPPの95%の水準**に設定。

品 目	現在の関税率		TPP合意内容	日米合意内容	輸入量 (2017～ 18年平均)	うち米国	
トマト加工品	トマトケチャップ、 トマトソース	17%、21.3%	・ 段階的に11年目に撤廃	・ 除外	25万トン	5万トン	
	調製した トマト	9%～13.4%	・ 即時撤廃又は段階的に6 年目に撤廃	・ 1ラインは除外 ・ 2ラインはTPPと同内容			
	トマトピュー レ・ペースト	枠内：無税 枠外：16%	・ 段階的に6年目に撤廃				
	トマトジュース	21.3%、29.8%					
りんご (生果)	17%		・ 段階的に11年目に撤廃		・ TPPと同内容	0.4万トン	470トン
オレンジ (生果)	6月～11月：16% 12月～5月：32%		・ 4月～11月：段階的に6 年目に撤廃 ・ 12月～3月：段階的に8 年目に撤廃（セーフ ガードあり）		〔 セーフガードは米国向け 発動基準数量をTPPの 95%の水準で設定 〕	9万トン	5万トン
ぶどう (生果)	3月～10月 17% 11月～2月 7.8%		・ 即時撤廃	・ 除外	3万トン	1万トン	
りんご (果汁)	「19.1%」～ 「34%又は23円/kg のうちの高い方」		・ 段階的に8年目又は11 年目に撤廃	・ 5ラインは除外 ・ 3ラインはTPPと同内容	8万トン	0.2万トン	
オレンジ (果汁)	「21.3%」～ 「29.8%又は23円/kg のうちの高い方」		・ 段階的に6年目又は11 年目に撤廃	・ 11ラインは除外 ・ 1ラインはTPPと同内容	9万トン	0.1万トン	

注：関税撤廃等の年は、2019年度に発効の場合、TPP合意内容から1年短縮。

出典：貿易統計

○ 12～3月に輸入されるオレンジ（生果）のセーフガード措置について



注：セーフガードが連続する3年間のうち2回発動された場合、米国と発動基準数量について協議を行う。
(参考) 12月～3月にTPP12カ国から輸入されるオレンジ（生果）の輸入は22千トン、うち米国からの輸入が21千トン（シェア95%）（過去5年中3年平均）。

砂糖・加糖調製品、でん粉、豆類、こんにゃく、茶

- 粗糖・精製糖、ココア調製品等、チョコレート菓子、こんにゃくいも、落花生の一部、茶の一部は、**除外（米国枠も設けない）**。
- 砂糖・異性化糖混合糖、異性化糖、でん粉、小豆、いんげんは、**TPPと同内容**。

品 目		現在の関税率	TPP合意内容	日米合意内容 (注1)	輸入量 (2017～18年 平均)	うち米国
粗糖		無税＋調整金	・新商品開発用試験輸入枠500t：無税＋無調整金 ・糖度99.3度未満の高糖度原料糖：無税＋調整金削減 ・その他：関税・調整金維持	・除外（米国枠も設けない）	121万トン	0.1万トン
精製糖		21.5円/kg ＋調整金				
加糖ココア粉 (含糖率約9割)		29.8%			2万トン	2トン
ココア調製品 (2kg超、板状等以外) (含糖率約9割)		28%			8万トン	336トン
砂糖と粉乳等を混ぜた もの（含糖率約8割）		29.8%			10万トン	0.1万トン
チョコレート菓子		10%			3万トン	0.3万トン
ココア調製品 (2kg以下) (含糖率約4～9割)		29.8%	・関税割当（TPPワイド枠）新設	・除外（米国枠も設けない）	0.4万トン	0.2万トン
こんにゃく いも	こんにゃく いも	枠内：40% 枠外：2796円/kg	枠内：現行維持 枠外：段階的に6年目に15%削減		291トン (注2)	－
	製品	21.3%	・段階的に6年目に15%削減		498トン (注2)	－
落花生		枠内：10% 枠外：617円/kg	枠内：即時撤廃 枠外：段階的に8年目に撤廃	・除外（枠外税率の維持等） ・TPPと同内容（枠内のむき身のもの）	4万トン	1万トン
緑茶		17%	・段階的に6年目に撤廃	・1ラインは除外 ・1ラインはTPPと同内容	0.4万トン	0.9トン
砂糖・異性化糖混合糖、 異性化糖 (ぶどう糖及び ぶどう糖水)		21.3%～85.7%又 は25円/kg～60.9 円/kgの高い方	・関税割当（国別枠）新設 - 枠数量：450トン→1,350トン（11年目） - 枠内税率：無税（即時） ※砂糖部分の関税・調整金は維持	・TPPと同内容	1万トン	362トン
コーンスターチ、 ばれいしょでん粉		(枠内) 糖化・化工でん粉用：無税＋調整金 糖化・化工でん粉用以外：25% (枠外) 119円/kg	・関税割当（国別枠）新設 - 枠数量：2,500トン→3,250トン（6年目） - 糖化・化工でん粉用：無税＋調整金 - 糖化・化工でん粉用以外：無税		1万トン	43トン
小豆		枠内：10% 枠外：354円/kg	枠内：即時撤廃 枠外：現行維持		2万トン	590トン
いんげん		枠内：10% 枠外：354円/kg	枠内：即時撤廃 枠外：現行維持		1万トン	0.2万トン

注1：関税撤廃等の年は、2019年度に発効の場合、TPP合意内容から1年短縮。

注2：精粉ベース

出典：貿易統計

鶏卵、鶏肉、軽種馬、天然はちみつ

- 鶏肉（生鮮、冷蔵）、鶏肉調製品（牛・豚の肉を含むもの）、殻付き卵は、除外。
- 鶏肉（冷凍）、鶏肉調製品（その他のもの）、全卵又は卵黄、卵白、天然はちみつ、軽種馬は、**TPPと同内容**。

品 目		現在の 関税率	TPP合意内容	日米合意内容 (注)	輸入量 (2017～18 年平均)	うち米国
鶏肉等	鶏肉	8.5%、11.9%	・ 冷蔵丸鶏、冷凍鶏肉（丸鶏及び骨付きもも肉を除く）：段階的に6年目に撤廃 ・ その他：段階的に11年目に撤廃	・ 除外（生鮮、冷蔵） ・ TPPと同内容（冷凍）	56万トン	2万トン
	鶏肉調製品	6%、21.3%	・ 牛・豚の肉を含むもの：段階的に11年目に撤廃 ・ その他：発効時に20%削減し、以後段階的に6年目に撤廃	・ 除外（牛・豚の肉を含むもの） ・ TPPと同内容（その他のもの）	50万トン	131トン
鶏卵	殻付き卵	17%、21.3%	・ 冷蔵・冷凍のもの：発効時に20%削減し、6年据え置き後、7年目から段階的に13年目に撤廃 ・ その他：段階的に11年目に撤廃	・ 除外	0.1万トン	92トン
	全卵又は卵黄	18.8%～21.3%又は48～51円/kg	・ 全卵粉：発効時に50%削減し、6年据え置き後、7年目にさらに25%削減し、6年据え置き後、13年目に撤廃 ・ その他：段階的に6年目に撤廃	・ TPPと同内容	3万トン	2万トン
	卵白	8%	・ 即時撤廃		8万トン	1万トン
天然はちみつ		25.5%	・ 段階的に8年目に撤廃		4万トン	39トン
軽種馬		340万円／頭	・ 妊娠馬：即時撤廃 ・ 競走馬：段階的に16年目に撤廃 セーフガードを措置 ・ 競走馬の取引価格が850万円／頭の発動価格よりも10%超低い場合にその差に応じて関税を加算		218頭 〔妊娠馬3頭 競走馬215頭〕	130頭 〔妊娠馬3頭 競走馬127頭〕

注：関税撤廃等の年は、2019年度に発効の場合、TPP合意内容から1年短縮。
鶏卵の重量は殻付き換算ベース。

出典：貿易統計

小麦の加工調製品等

- いった小麦・小麦粉、その他の小麦粉調製品は、除外。
- 麦芽（米国粋）、ベーカリー製品製造用小麦粉調製品、スパゲティ、マカロニ、ビスケット、クッキー、クラッカー等は、**TPPと同内容**。

品 目	現在の関税率	TPP合意内容	日米合意内容 (注)	輸入量 (2017～18年平均)	
					うち米国
いった小麦、小麦粉等 (国家貿易品目)	粋内：19.2～25%+マークアップ 粋外：85円/kg～134円/kg	・ 粋内：関税割当（TPPワイド粋）新設 粋内税率：無税+マークアップ ・ 粋外：現行維持	・ 除外（米国粋も設けない）	0.4万トン	172トン
その他の小麦粉調製品	16～28%	・ 関税割当（TPPワイド粋）新設		5万トン	658トン
麦芽	粋内：無税 粋外：21.3円/kg	(粋外) ・ 段階的に11年目に撤廃又は ・ 関税割当（国別粋）新設 発効時：20.70千トン 11年目：33.05千トン ※カナダ、豪州も国別粋	・ 1ラインは除外 ・ 2ラインはTPPと同内容（米国粋）	51万トン	0.5万トン
ベーカリー製品製造用小麦粉調製品	16～24%	・ 関税割当（国別粋）新設 発効時：10,500トン 6年目：12,000トン	・ TPPと同内容	4万トン	0.6万トン
スパゲティ、マカロニ	30円/kg	・ 段階的に9年目に60%削減		14万トン	2万トン
その他のパスタ	34円/kg	・ 段階的に9年目に55%削減		2万トン	142トン
ビスケット、クッキー、クラッカー	13～15%	・ 段階的に6年目に撤廃		2万トン	733トン

注：関税撤廃等の年は、2019年度に発効の場合、TPP合意内容から1年短縮。

出典：貿易統計

牛肉・豚肉の加工調製品等

- 生きた牛、豚（子豚、成豚の従量税部分）、牛肉30%未満の調製品、「塩蔵、乾燥、くん製牛肉及び牛肉粉」は、**除外**。
- 牛内臓（ハラミ等）、牛タン、豚肉調製品（ハム・ベーコン、ソーセージ等）は、**TPPと同内容**。

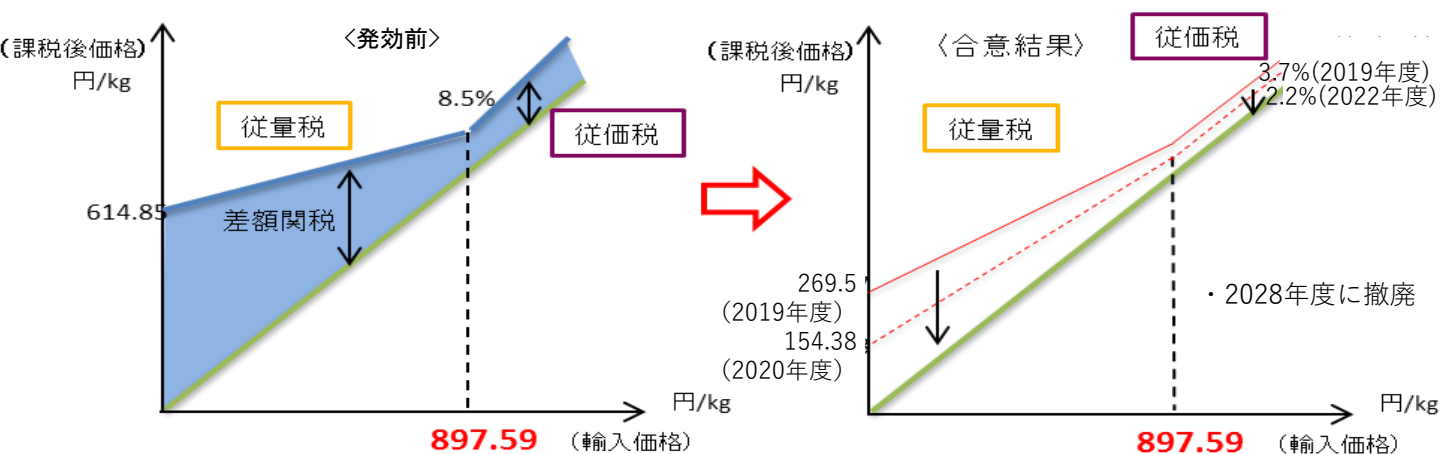
品 目	現在の 関税率	TPP合意内容	日米合意内容 (注)	輸入量 (2017-18年 平均)	
					うち米国
牛生体	38,250～ 63,750円/頭	・ 段階的に16年目に撤廃	・ 除外	1万頭	－
牛肉30%未満の 調製品	21.3%	・ 段階的に11年目に撤廃		353トン	－
塩蔵、乾燥、くん 製牛肉及び牛肉粉	161.50円/kg	・ 段階的に16年目に撤廃		5トン	－
子豚	8.5%	・ 即時撤廃		52頭	－
その他 牛肉等調製品	10～50%	・ 段階的に16年目に撤廃	・ 12ラインは除外 ・ 5ラインはTPPと同 内容	0.4万トン	27トン
成豚（差額関税）	差額関税	・ 段階的に16年目に撤廃	・ 除外（従量税部分） ・ TPPと同内容（従価 税部分）	762頭	180頭
牛内臓 （ハラミ等）	12.8%	・ 発効時に50%削減し、以 後段階的に13年目に撤廃	・ TPPと同内容	3万トン	2万トン
牛タン	12.8%	・ 発効時に50%削減し、以 後段階的に11年目に撤廃		4万トン	2万トン
豚肉調製品（ハ ム・ベーコン等差 額関税のもの）	差額関税	・ 発効時に50%削減し、以 後段階的に11年目に撤廃 ・ セーフガードあり【次頁 参照】		0.9万トン	0.1万トン
豚の冷凍の内臓	8.5%	・ 発効時に50%削減し、以 後段階的に8年目に撤廃		2万トン	2万トン
冷凍の牛肝臓	12.8%	・ 段階的に16年目に撤廃		0.1万トン	0.1万トン
豚の冷蔵の内臓、 冷凍の肝臓	8.5%	・ 段階的に11年目に撤廃		90トン	57トン
豚肉調製品（ソー セージ等差額関税 でないもの）	10～20%	・ 段階的に6年目に撤廃		(ソーセージ) 3万トン (その他) 20万トン	(ソーセージ) 1万トン (その他) 12万トン

注：関税撤廃等の年は、2019年度に発効の場合、TPP合意内容から1年短縮。

豚肉調製品の関税率・セーフガード

- ・ハム・ベーコン等差額関税の豚肉調製品については、**TPPと同内容**の関税率。
- ・2028年度までは、輸入急増の場合に、関税を発効前の45～85%に戻すセーフガードを措置。

○ 関税率



○ セーフガード

セーフガード税率

2019-21年度	2022-26年度	2027-28年度	2029年度
発効前の85%	発効前の60%	発効前の45%	廃止

セーフガード発動基準数量 【米国からの輸入量】

過去3年間の輸入量の最高値に下表の割合を乗じた値を超えた場合に、年度末まで関税を引上げ

2019年度	2020-23年度	2024-28年度
115%	118%	121%

乳製品の加工調製品等

- PEF（調製食用脂）、アイスクリーム・氷菓、全粉乳・バターミルクパウダー、加糖れん乳、無糖れん乳、無糖ココア調製品等は、**除外（米国枠も設けない）**。
- フローズンヨーグルト、乳糖、カゼイン、ミルクアルブミン等は、**TPPと同内容**。
- 特定の用途・種類の高エイは、**TPPと同数量**の米国枠を設定。

品 目	現在の関税率	TPP合意内容	日米合意内容	輸入量 (2017-18 年平均)	
					うち米国
PEF (調製食用脂)	関税割当(枠数量18,977トン) 枠内：25% 枠外：29.8%+1,159円/kg	・既存の関税割当の枠内税率を21 年目に撤廃	・ 除外	1.6万トン (注1)	－
アイスクリーム・ 氷菓	・ アイスクリーム：21.0%～ 29.8% ・ 氷菓：21.3%～29.8%	・ アイスクリーム：段階的に6年目 に63%～67%削減 ・ 氷菓：段階的に11年目に撤廃		0.7万トン	673トン
加圧容器入り ホイップクリーム (4類)	25.5%	・ 発効時に基準税率の50%を削減 し、以後段階的に6年目に撤廃		173トン	－
乳幼児用粉ミルク	加糖：23.8%、無糖：21.3%	・ 段階的に11年目に撤廃		3トン	－
その他の乳製品 (乳成分が全重量 の30%以上) 牛乳、 ヨーグルト、粉ミ ルク、粉乳調製品、 バター調製品 等	関税割当(枠数量：133,940トン(生 乳換算)) 枠内：12%～35% 枠外：29.8%+679円/kg等	・ 既存の関税割当の枠内税率を段 階的に6、11年目に50～90%削減、 又は撤廃		1.7万トン	6トン
全粉乳・ バターミルクパウダー	国家貿易：25%～35%+マークアップ 枠外：25.5%+612円/kg、 29.8%+396円/kg等	・ 関税割当 (TPPワイド枠) 新設 枠内税率：従量税部分の撤廃 又は国産抱合せ無税	・ 除外 (米国枠は設け ない)	125トン	8トン
加糖れん乳	国家貿易：30%+マークアップ 枠外：25.5%+509円/kg等	・ 関税割当 (TPPワイド枠) 新設 枠内税率：即時撤廃		35トン	－
無糖れん乳	関税割当(枠数量：1,500トン) 枠内：25%、30% 枠外：25.5%+509円/kg等			0.2万トン	0.2トン
無糖ココア調製品	関税割当(国産：輸入＝1：2.6) 枠内：抱合せ無税 枠外：21.3%	・ 関税割当 (TPPワイド枠) 新設 枠内税率：11年で50%削減又は 国産抱合せ無税		2.9万トン	194トン
低脂肪調製食用脂	21.3%	・ 関税割当 (TPPワイド枠) 新設 枠内税率：11年で50%削減		0.3万トン	－
フローズン ヨーグルト	加糖 (10kg以下の直接包装)： 26.3%、無糖：29.8%	・ 段階的に11年目に撤廃	・ TPPと同内容	8トン	7トン
乳糖、カゼイン、 ミルクアルブミン	8.5%、5.4%、2.9%	・ 即時撤廃		9.8万トン	5万トン
ホエイ	国家貿易：25%/35%+マークアップ 関税割当： ・ 無機質濃縮 枠数量：14,000トン 枠内税率：25%、35% ・ 乳幼児用 枠数量：25,000トン 枠内税率：10% 枠外：29.8%+425円/kg等	・ 関税割当 (国別枠) 新設 (米国) ・ 無機質濃縮 枠数量：1千トン →4千トン (11年目)、枠内税率 ：25%、35%→0% (6年 目) ・ 乳幼児用 枠数量：3千トン →3千トン (11年目)、枠内税率 ：即時撤廃 ・ パーミエイト 枠数量：1千 トン→2千トン (11年目)、枠内 税率：即時撤廃 ※豪州、NZも国別枠	・ TPPと同数量の米国 枠を設定 (枠数量：1年目5.4千ト ン→10年目9.0千トン)	1.8万トン (注2)	0.2万トン (注2)

注1：PEFの輸入量は、関税割当枠内での輸入量
注2：高エイの輸入量は、無機質濃縮高エイと乳幼児用高エイの合計
注3：関税撤廃等の年は、2019年度に発効の場合、TPP合意内容から1年短縮

■ TPPで関税撤廃した木材全て除外。

主要品目	TPP合意内容	日米合意内容
熱帯木材合板（その他）	段階的に11年目に撤廃（6%→0%）	・ 全て除外
広葉樹合板	段階的に11年目に撤廃（6%→0%）	
熱帯木材合板（14種）	段階的に11年目に撤廃（8.5%～10%→0%）	
針葉樹合板	段階的に11年目に撤廃（6%→0%）	
OSB	段階的に11年目に撤廃（5%～6%→0%）	
パーティクルボード	段階的に11年目に撤廃（6%→0%）	
SPF製材	段階的に11年目に撤廃（4.8%→0%）	
造作用LVL	段階的に11年目に撤廃又は即時撤廃（6%→0%）	
造作用集成材	段階的に11年目に撤廃又は即時撤廃（6%→0%）	
その他建築用木工品（CLT）	段階的に9年目に撤廃（3.9%→0%）	
ブロックボード等	即時撤廃（6%→0%）	
フリー板	即時撤廃（2.9%→0%）	
さねはぎ加工	即時撤廃（5%→0%）	
MDF	即時撤廃（2.6%→0%）	
その他建築用木工品（CLT以外）	即時撤廃（3.9%→0%）	
その他木製品	即時撤廃（2.9%→0%）	

※まつたけ（現行税率：3%）等の一部の特用林産物については即時撤廃等（TPP合意の範囲内）。

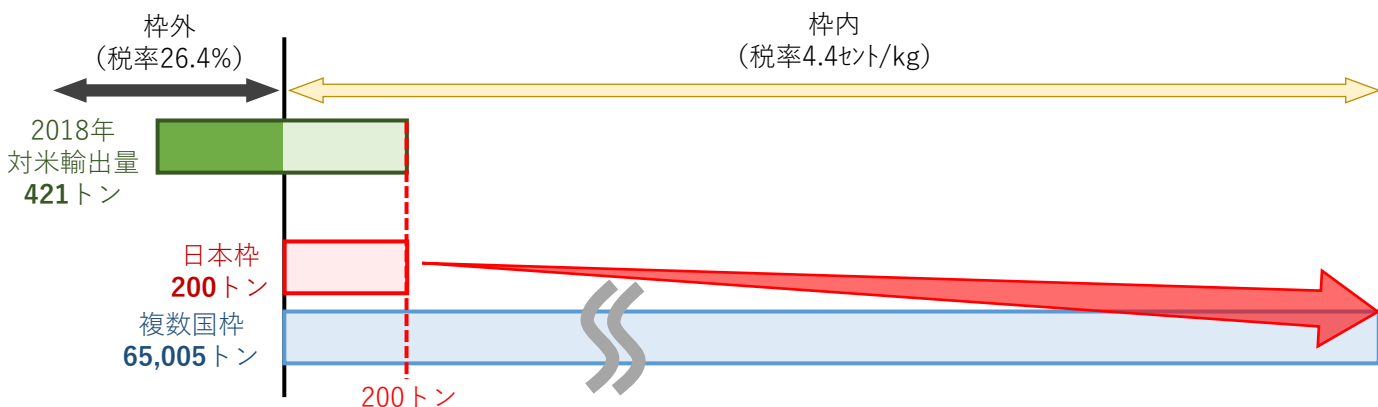
■ TPPで関税削減・撤廃したもの全て除外。

主要品目	TPP合意内容	日米合意内容
のり、こんぶ、のり・こんぶ調製品	即時に15%削減（1.5円→1.28円、15%～40%→12.7%～34%）	・ 全て除外
わかめ、ひじき	即時に15%削減（10.5%→8.9%）	
あじ、さば	12年目に撤廃（8年間現行税率維持）（7%（さば冷凍）→0%）、10%（あじ生鮮・冷凍、さば生鮮）→0%）	
さんま、かたくちいわし	生鮮：12年目に撤廃（8年間現行税率維持）、冷凍：段階的に11年目に撤廃（10%→0%）	
ぶり	活魚：12年目に撤廃（8年間現行税率維持）、冷凍：段階的に11年目に撤廃（10%→0%）	
するめいか	段階的に11年目に撤廃（5%→0%）	
あかいか、やりいか	生鮮：段階的に11年目に撤廃（5%→0%）、冷凍：段階的に6年目に撤廃（3.5%→0%）	
まいわし	生鮮：段階的に11年目に、冷凍：段階的に6年目に撤廃（10%→0%）	
ほたてがい	段階的に11年目に撤廃（10%→0%）	
太平洋くろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ	段階的に11年目に撤廃（3.5%→0%）	
大西洋くろまぐろ	生鮮：段階的に6年目に、冷凍(フィレ含む)：段階的に11年目に撤廃（3.5%→0%）	
きはだまぐろ、かつお	即時撤廃（3.5%→0%）	
ぴんながまぐろ	生鮮：段階的に11年目に、冷凍：段階的に6年目に撤廃（3.5%→0%）	
ぎんざけ、ます	段階的に11年目に撤廃（3.5%→0%）	
べにざけ	生鮮：段階的に6年目に、冷凍：即時撤廃（3.5%→0%）	
太平洋さけ（しろざけ、ますのすけ等）	段階的に6年目に撤廃（3.5%→0%）	
ひらめ・かれい	即時撤廃（3.5%→0%）	
まだら	生鮮：段階的に11年目に撤廃（10%→0%）、冷凍：即時撤廃（6%→0%）	
すけそうだら	生鮮：12年目に撤廃（8年間現行税率維持）（10%→0%）、冷凍：段階的に6年目に撤廃（6%→0%）	
すけそうだらのすり身	即時撤廃（4.2%→0%）	
たら卵	生鮮：段階的に11年目に撤廃（10%→0%）、冷凍：即時撤廃（4.2%→0%）	
にしん	生鮮：段階的に11年目に撤廃（10%→0%）、冷凍：即時撤廃（6%→0%）	
にしんの卵	即時撤廃（冷凍：4%→0%、塩蔵：8.4%→0%）	
かに（ずわいがに・たらばがに等）	即時撤廃（4%→0%）	
えび、えび調製品	即時撤廃（1%～5.3%→0%）	
まぐろ缶詰	即時撤廃（9.6%→0%）	
うなぎ調製品（蒲焼）	段階的に11年目に撤廃（9.6%→0%）	

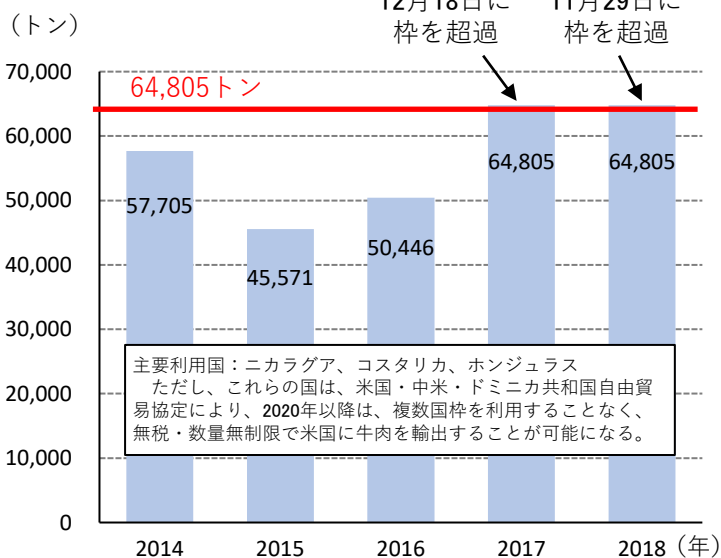
牛肉の輸出

- 米国向けの牛肉について、現行の日本枠200トン（2019年は3月20日、2018年は4月10日に超過）と64,805トンの複数国枠を合わせた、65,005トンの**複数国枠へのアクセスを確保**。

枠数量

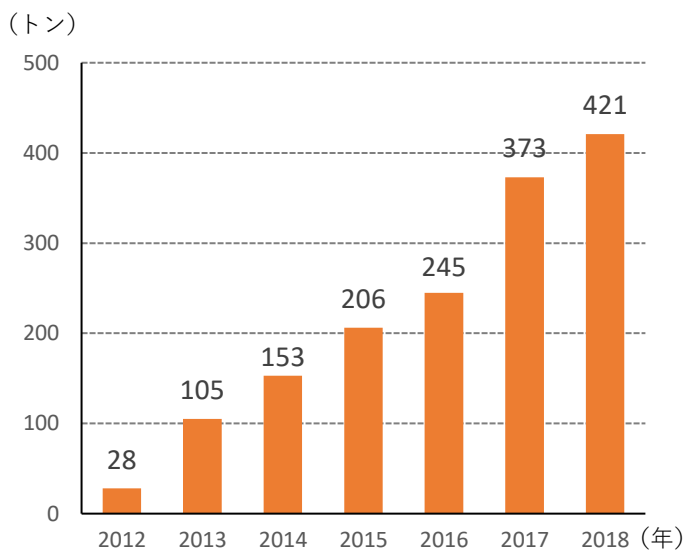


複数国枠の利用状況



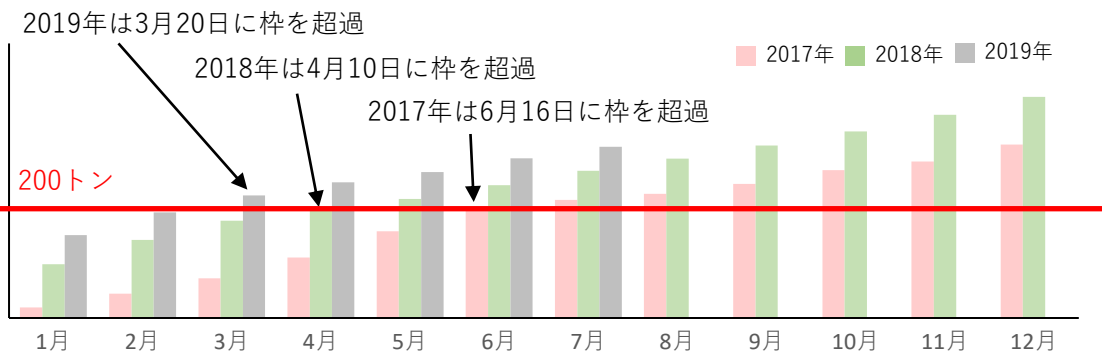
資料：U.S. Customs and Border Protection Quota Report
USDA A Review of U.S. Tariff Rate Quotas for Beef Imports

最近の対米牛肉輸出量



資料：貿易統計

【参考1】日本枠の利用状況（イメージ）



【参考2】TPP合意内容

- ・ 日本枠（無税） 発効時3,000トン→14年目6,250トン
- ・ 枠外税率を15年で撤廃

その他日本からの輸出関心品目

■ 我が国の輸出関心が高い42品目（醤油、ながいも、切り花、柿等）の関税削減・撤廃を獲得。

< 米国が関税削減・撤廃する主な品目 >

品目名	現在の関税率	日米合意内容	輸出実績 (2017-18平均)
醤油	3%	段階的に5年目に撤廃	1,667万ドル
菓子類	2%～12.2%	段階的に2～10年目に撤廃、 段階的に3～5年目に50%削減	1,172万ドル
ながいも (冷蔵)	6.4%	段階的に3年目に50%削減	729万ドル
切り花	3.2%～ 6.4%	段階的に2年目に撤廃、 段階的に2年目に50%削減	220万ドル
緑茶 (フレーバー付き)	6.4%	段階的に3年目に50%削減	96万ドル
盆栽等	1.4%～ 4.8%	即時撤廃、 段階的に2年目に撤廃	48万ドル
柿	2.2%	即時撤廃	2万ドル
メロン	1.6%～28%	即時撤廃、即時に50%削減、 段階的に3～5年目に50%削減	0.3万ドル

出典：米国政府提供